

汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会 規約

(設置)

第1条 汚水処理施設は、下水道や集落排水施設、合併処理浄化槽等の適切な役割分担の下、整備が進められてきた。今後は、人口や職員の減少、施設の老朽化が一層進むことが見込まれており、汚水処理施設の最適化（集約型と分散型のベストミックス）が必要となる。さらには、汚水処理事業の基盤強化を図るため、広域連携における事業運営の一体化を推進する必要もある。そこで、これらの取組の方向性や具体的な方策などの検討を行うため、汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第3条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 委員長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第4条 検討会の事務局は、総務省自治財政局準公営企業室、農林水産省農村振興局整備部地域整備課、水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課、国土交通省上下水道審議官グループ下水道事業課、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室とし、国土交通省上下水道審議官グループ下水道事業課において総括する。

(関係者からの意見聴取)

第5条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(資料の公開)

第7条 会議の配付資料については、ホームページで公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会
委員名簿(2026年3月時点)

別紙

(順不同・敬称略)

委員 長	近畿大学経営学部経営学科 教授	浦上 拓也
委員	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	佐藤 弘泰
〃	甲南大学経済学部 教授	足立 泰美
〃	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 教授	山崎 宏史
〃	愛知県建設局上下水道課 課長	山口 泰志
〃	福井県土木部河川課上下水道室 室長	石田 勝一
〃	鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室 室長	綾織 孝文
〃	福岡県北九州市上下水道局下水道部下水道計画課 課長	松本 実
〃	福岡県芦屋町都市整備課 課長	小田 武文
〃	千葉県市川市下水道部下水道建設課 課長	星野 貴之
〃	宮崎県三股町環境水道課 課長	岩元 勝二
〃	富山県富山市上下水道局下水道課 課長代理	前川 幸大
〃	静岡県南伊豆町生活環境課 課長	廣田 哲也
〃	地方共同法人 日本下水道事業団 ソリューション推進部上席調査役 兼 PPP・広域化推進課長	新井 智明
事務局	総務省自治財政局準公営企業室	
〃	農林水産省農村振興局整備部地域整備課	
〃	水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課	
〃	国土交通省上下水道審議官グループ下水道事業課	
〃	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	